

# 第3回教育委員会会議

令和8年3月3日  
午後3時30分  
本庁舎第11共通会議室

案 件

報告第9号

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか  
かかる対応状況について

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1	4・7	<p>・動植物を育てることは、子どもたちの興味関心や探求心、心の教育に大事な環境だと思う。子どもたちのための環境を整えていくことは大切ということは理解し、それを維持させるために、教職員の善意のもと休日や閉庁日（長期休業）も飼育や水やりを行っている。</p> <p>・支援児や外国の子どもの受け入れについて、教職員のキャパオーバーにつながっている。教育時間内にいつ事故が起こるか分からないくらいの子どもの行動が、教職員の人手不足で、対応しきれないところもある。丁寧な保護者対応や各療育との連携、個々に合う教材の準備など年々業務が多くなっている。また、教職員の子どもの行事で休むことや中抜けすることに、自分がいなくなることで事故につながらないか、支障がでるのではないかなど、心苦しさも感じる職員が多い。</p> <p>・管理職、主任、預かり指導員が長期休業で、年次休暇が取りにくいのではないかと思います。</p>	<p>・全学校園タイマー付き散水機の設置や、長期休業・閉庁の間だけでも動物をショップに預けることができる予算の配当をし、休日に世話をするために交代で来る（出勤ではない）ことにつながらないようになってほしい。どの教職員も、休日は安心して自分の時間を過ごせるようになってほしい。</p> <p>・年齢が低ければ低いほど、手厚い支援が必要になる。子どもの様々なニーズにしっかり対応できるように、各クラスが2人担任になるよう人員配置をしたり、介助サポーターの時間を増やしたりしてほしい。また、外国の方のスムーズが手続きができるよう、通訳の派遣をしてほしい。いろいろな側面で、人員がいるということで、事故の防止につながったり、業務の減少につながったりし、教職員も安心して自分の子どもの行事の参加もできると思う。結果、仕事と家庭の両立に自信が付き、休んだり辞めたりする教員が少なくなると思う。</p> <p>・幼稚園においては、主任になりたいという人が少ない要因として、子育て世代である人や長期休業で園長補佐として休日が自由に取りにくいということも一理ある。情報社会のもと連絡のはいつでもとれることから、管理職も含め、他の教職員と同じように年次休暇も取れるようにしてほしい。預かり指導員も休めるよう、管理職がいる日は、預かり指導員がいなくても運営できるようになってほしい。</p>	<p>こども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼稚園運営企画G）</p> <p>学校運営支援センター（学務担当）</p> <p>教職員人事担当</p> <p>教育活動支援担当（人権・国際理解教育G）</p> <p>教職員給与・厚生担当</p>	<p>予算の配当についてですが、学校関係予算のうち、学校において日常使用する、消耗品の購入経費、校用器具の買替経費、図書の補充経費、光熱水費及び建物・備品の修繕費については、「学校維持運営費」として、各学校共通して必要な予算を基本に、児童生徒数や学級数等を勘案して、予算を配付しています。</p> <p>各学校は、それぞれの実態に応じ、優先順位等を勘案し、学校長が毎年予算執行計画を策定し、予算を執行しています。</p> <p>各学校においてそれぞれ事情はあると考えますが、上記以外に予算を配当することは、限られた予算の中では、困難であることにご理解をお願いします。</p> <p>「幼稚園維持運営費」は、「学校維持運営費」の内容と同じく、各幼稚園の園児数、学級数等に基づき配付しています。各幼稚園では、それぞれの実態に応じ、また、優先順位等を勘案し、毎年予算執行計画を策定のうえ予算を執行していただいております。各幼稚園においてそれぞれ事情はあると考えますが、上記以外に予算を配当することは、限られた予算の中では、困難であることにご理解をお願いいたします。</p> <p>現在、特別な支援を要する幼児のための人的な対応として、常勤の「支援担当講師」1名を全園に配置するとともに、特別な支援を要する幼児の状況や在籍数に応じて、非常勤の「幼稚園介助サポーター」1名を48園に配置しています。また、各園の実情に応じて、3園には常勤講師1名の「特別支援加配」を行っています。その他に各園特有の特別事情を抱える10園に対しては「幼稚園支援加配」を行っています。</p> <p>ご提案いただきました通訳派遣につきましては、小中学校及び義務教育学校においては、保護者の日本語が十分でない場合、必要に応じて通訳者による支援を行っております。編・転入学時の初期対応や懇談、また、子どもと担任、子ども同士の意思疎通を図る等の教育相談時に、通訳者による支援をおこなっております。令和6年度からは、多言語リモート通訳システムを導入しており、少数言語の通訳や懇談集中期に人材不足から学校に対応を待たせることがないようにしています。また、突発的な対応についても、活用することができるようになっております。</p> <p>幼稚園においては、全幼稚園に外国語翻訳機を導入するなど、幼稚園現場における母語の違いによる課題に対応しております。</p> <p>教職員の健康保持やワークライフバランスを図るため、管理職も含め、年次休暇を計画的に取得することは重要であると考えています。引き続き、学校園における働き方改革を推進し、働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。</p> <p>本市の一時預かり事業は、こども家庭庁が定める「一時預かり事業実施要綱」に基づいて実施しており、当該要綱の中で一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施する際は、幼稚園教諭普通免許状等所有者を配置することが定められています。そこで本市では、原則として支援担当講師を配置し、支援担当講師が休暇、出張等で不在のときは、代わりに一時預かり事業指導員（会計年度任用職員）を配置することとしており、その運用については各幼稚園において柔軟にご対応いただいているところです。</p>	<p>特別な支援を要する幼児のための人的な対応について、今後も幼稚園の現状や支援を要する幼児の実態、必要とされる支援を丁寧に関心するとともに、引き続き、こども青少年局と連携しながら、実情を踏まえた人的対応を含め、一人一人の状況に応じた適切な対応が行えるよう各園への支援に取り組んでいきます。</p> <p>外国の子どもの受け入れについて、校内支援のパソコンのSKIPポータルとの連絡・書庫に「帰国・来日等の子どもの教育を進めるために」を掲載しております。また、多言語リモート通訳システム導入にあたり、令和7年3月28日事務連絡「令和7年度 多言語リモート通訳システムの運用について」で周知していますので、ご参照ください。</p>	不要

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向性

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育DXの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
2-①	1. 7. その他	<p>従来、夏休みの期間は7月21日から8月31日までで、1学期の終業式は7月20日、2学期の始業式は9月1日というのが長年の形でした。約十年前に条例が改正され、8月25日が2学期の始業式となり、夏休みが短縮された。当時は授業時数の確保、などの理由があげられていたが、従来でも授業時数は十分に足りており、現状は文部科学省が提示する標準時数を大きく上回っている学校が多い。普通教室はエアコンがあるとは言うものの、廊下や階段、登下校時の熱中症のリスクを背負ってまでしなくてもいいのではないかと。暑い8月に授業を行うのは、子どもの健康管理面から見直したほうがいいし、給食を準備する調理員のかたも暑い中の作業で大変だと聞いている。夏の熱中症対策として、夏休みの期間を従来の8月末までとする。さらに加えて9月に入っても暑い時期が続くため、冬休みを前後2～3日程度ずつ短縮し、9月第1週も夏休みに加えてはどうか。</p>	<p>1, 夏休みを1週間延長し、2学期の始業式を9月1日に戻す。2, 1に加えて冬休みを前後2～3日削減し、その分を夏休みを延長し9月第2週から2学期を始める。</p>	初等・中学校教育担当	<p>本市におきましては、児童生徒が1年を通じて安全で快適な学校生活を送り、集中して学習できるよう環境を整えるため、小中学校及び義務教育学校の普通教室等に空調機を設置いたしました。この取組により、短縮授業を廃止し、中学校では平成25年度に、小学校では平成28年度に大阪市立学校管理規則を改正し、夏季休業日を8月24日までとすることとしております。</p> <p>文部科学省が提示する標準授業時数を大きく上回っている学校が多いとご指摘ですが、令和7年度の本市の授業時数計画の調査において、ご指摘の内容に該当する学校は、どの学年も全体の6%未満にとどまっており、それらの学校に対しても、適切な授業実施計画とするように個別に確認・指導を行っております。</p> <p>また、令和6年度の本市の授業実施等状況調査の結果を考慮しますと、夏季休業期間を延長した場合、年間の標準授業時数を確保した教育課程を編成できない学校が発生する恐れがあることから、現時点において夏季休業期間の変更等の検討は行っておりません。</p>	<p>休業日の設定につきましては、令和3年7月からは校舎長の裁量権拡大の観点から、教育活動のための時間確保に最大限留意しつつ、柔軟な休業日の設定等、より効率的・効果的な学校運営を行うことができるよう、校舎長の判断により弾力的な運用ができることとしております。</p> <p>また、各校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう、令和6年11月29日付け事務連絡（「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について）により、各校へ教育課程の点検と見直しを通知しております。</p> <p>各校へは、引き続き、週あたりの授業時数を調整したり、長期休業前後や懇談会期間等において午後の授業をカットしたりするなど、柔軟な教育課程の編成について周知してまいります。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
2-②	1. 2. 4. その他	<p>中国をはじめとする、外国からの移住者の子どもが、日本語を全くわからない状態で編入学してくることが、どこの学校でもとても増えている。受け入れても、子どもは日本語がわからずこちらは子どもが話す言語ができないので、意思疎通ができない。受け入れるのであれば、言葉ができる職員を常駐させるか、数週間のプレスクールだけでなく、きちんと日本語指導をしっかりと数か月かけて行うべきである。言葉がわからないので子どももストレスがたまるし、教職員の通常業務ができない。言葉もわからないのに受け入れるのは無責任だと思う。</p> <p>外国から来た小中学生に対して、日本の公立学校で全員を受け入れるだけでなく、中華学校などのインターナショナルスクールも紹介すべきだと思う。日常生活や学校生活を円滑に過ごすため、日本語を習得するための語学学校も紹介して言葉を学ばせることが必要である。</p>	<p>1. 移民、移住者の子どもへの日本語指導を拡充させる。</p> <p>2. 外国語ができる職員を学校で採用、配置する。常勤、非常勤は問わない。</p> <p>3. 希望する学校の職員に対して、語学習得のための語学学校に行くための費用を補助する。</p>	<p>教育活動支援担当 (人権・国際理解教育G)</p>	<p>外国籍の子の就学につきましては、我が国においては、外国籍の子の保護者に対しては、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、その子を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れているところです。</p> <p>1. ご提案いただきました日本語指導につきましては、大阪市教育振興基本計画での基本的な方向2「豊かな心の育成」にあるように、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、日本語指導を行っております。</p> <p>令和2年度より「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」として、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対する支援や共生のための教育の推進を図るキーステーションとなる各共生支援拠点を市内4か所、教育ブロックごとに設置しました。</p> <p>この共生支援拠点では、初期集中支援のプレクラスや、小学校1年生から3年生までの児童に対する日本語指導協力者による支援を行う初期日本語指導、学習言語の習得に向けて「母語支援員」及び「JSLカリキュラム日本語指導員」による支援を行っております。</p> <p>また、子どもと担任、子ども同士の意思疎通を図る等の教育相談時に、通訳者による支援をおこなっております。令和6年度からは、多言語リモート通訳システムを導入しており、突発的な対応についても、活用することができるようにしております。</p> <p>2. 外国語ができる職員を学校で採用、配置することについては、各共生支援拠点においてコーディネーターが常駐し、日本語指導については日本語指導員コーディネーター、通訳者派遣については母語支援員コーディネーター、母語・母文化の保障についてはキャリアコーディネーター、多文化共生教育については未来共生教育統括コーディネーターが相談等を受けつけています。加えて、通訳者等外国人人材や日本語指導員の人材確保に努めています。</p> <p>3. 学校の職員に対して、語学習得のための語学学校に行くための費用を補助する制度はありませんが、希望する職員に対して、今年度12月に「みんなでつくる やさしい共生の教室～中国語編～」ワークショップ(内容:「やさしい日本語」のポイント・母語話者と学ぶ「子どもたちと一緒に教室でつかえる中国語」・「AI(機械)翻訳システム」を活用した支援方法等)を開催しました。子どもたちがもつ文化的背景を大切に研修を実施しております。</p>	<p>今後も、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対し、日本語指導の体制の充実に努めてまいります。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
3	6・7	<p>学校で取り扱う現金、とりわけ保護者から預かる現金（学校徴収金・給食費・クラブ活動費・教科書絵具セット等の費用）について現状、学校徴収金については学校指定の金融機関からの引き落としが収納代行となっており、口座登録がない保護者や未納分の支払いやその他の経費についてはほとんどが現金を学校に持参してもらうこととなっています。また、徴収のお知らせを手紙で児童・生徒に持たせることも多く、児童が保護者に渡すのを忘れ、伝達がうまくいかないことも多々あります。</p> <p>また同様に、現金を児童・生徒に持たせる保護者も多く、近年の物価高騰もあり、多額の現金を児童・生徒が持参することになり、渡し忘れや金銭トラブルの原因にもなりかねない状況にもなっています。</p> <p>現金の取り扱いが多いほど紛失や会計事故のリスクが大きくなり、金融機関への入金等の手間もあり、教員、事務職員ともに事務負担は膨大となっています。</p> <p>また保護者から、キャッシュレス決済アプリやコンビニ支払いはできないのかという問い合わせも多くあり、近年のキャッシュレス決済アプリの普及率や学校の支払いのためだけに指定の金融機関の口座を開設して登録作業をする保護者負担の観点からも、学校で現金を徴収するシステムについて見直しを図るべきではないかと考えます。</p>	<p>学校徴収金について公費（税負担）化するのが一番いいと思いますが、予算の確保等、現実的には難しいかと思われます。</p> <p>また大阪市独自で学校用に集金システムを構築するのにも同様の問題があるかと思われます。</p> <p>そのため、現金の徴収に関しては民間で学校のキャッシュレス集金システムのサービスを行っているところがあるのでそういったサービスを導入してみてもどうかと考えます。</p> <p>サービス内容は各社さまざまですが保護者側のメリットとしては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金の輸送コストがかからない。</li> <li>・新たに口座開設をする必要がなく、クレジットカードや電子マネーの支払いが可能である。</li> <li>・徴収金額や内容、支払い状況についてアプリ画面（サイト等）でいつでも確認ができる。</li> </ul> <p>学校側のメリットとして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収にかかるお知らせをアプリ等で行える。（紙での印刷、配付コストがかからない）</li> <li>・徴収金額や内容、支払い状況についてアプリ画面（サイト等）でいつでも確認ができる。</li> <li>・紛失のリスクがない。</li> </ul> <p>デメリットとしては、現在使われている業務システムの改修・サービス導入の周知説明・担当者のシステム理解にかかる負担・ランニングコスト等があると思われますが、それを差し引いても教育行政のDX化や働き方改革に寄与できる提案だと考えていますので、ご検討のほどよろしくお願ひします。</p> <p>また、上記提案内容に限らず、課題を解決できる代替案などもご検討いただければと思います。</p>	学校運営支援センター（学務担当）	<p>学校徴収金の保護者からの徴収方法については、ご意見にあるとおり保護者口座からの引き落としとしており、口座登録のない保護者や引き落とし不能等により未納となっている保護者の支払方法は、現金を学校に持参してもらうほか、学校の口座あてに保護者から銀行振込してもらう方法があります。</p> <p>担当課としても、学校において現金を取り扱う機会ができるだけ減らす方が望ましいと考えておりますが、各校の実情にあった運用が望ましいと考えているため、銀行振込・現金払い双方のメリット・デメリットについて改めて周知してまいります。</p> <p>民間のキャッシュレス集金システムサービス導入については、一部の自治体で導入の動きはあるものの、事業者によってサービス内容が大きく異なるため、事業者選定における比較条件の設定が難しいことや、必要な経費の積算が難しいこと、現行の業務システムとの関係性などの課題があります。</p> <p>しかしながら、提案いただいたように保護者の利便性向上・教職員の負担軽減につながる可能性もあることから、実施の可否について検討してまいります。</p>	<p>（令和8年度）</p> <p>キャッシュレス集金システムサービスが実現可能かについて、他都市での導入事例等を情報収集したうえで、検討結果を報告します。</p>	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
4	7	<p>現在、校内の電話対応は主に職員室にいる教員が行っています（ワークライフバランス支援員がいれば出てくださるが週4で16時までの勤務です）が、以下のような課題が生じています。</p> <p>①教員の休憩時間が確保されにくい状況 授業の合間や事務作業中にも電話が頻繁に鳴るため、実質的に休憩時間が取りにくく、勤務時間内に業務を終えられず残業につながっています。</p> <p>②業務負担の偏りが生じている 職員室内で電話機に近い席の教員が対応することが多く、負担が特定の職員に集中する傾向があります。特に業務量の多い教員とそうでない教員の差が生じ、組織として業務配分の均等化が難しい状況です。</p> <p>③電話対応時間と勤務時間のずれ 教職員の勤務時間は17時までですが、学校の代表電話は18時までつながります。そのため、退勤準備をしている時間帯に電話対応が発生し、退勤が遅れる要因となっています。勤務時間を超える電話対応を教員が担う現状は、働き方改革の観点からも見直しが必要と考えます。</p> <p>④インターフォン対応・来客対応の負担 インターフォン対応や来客対応も教員が担っており、教育活動と並行して行うには負担が大きく、授業準備や児童対応に影響が出ています。頻繁に忘れ物を届けに来る保護者や遅刻する児童等毎日30件以上はインターフォンがなっています。</p> <p>⑤事務職員あての電話が頻繁にかかってくる 事務職員あての問い合わせが多く、かかってくる電話はまず職員室で取るシステムのため事務室へ回したり、伝言を受け取ったりと教員の本務を圧迫しています。</p>	<p>①電話・来客・インターフォン対応の専属職員の配置 事務職員や補助職員など、これらの対応を主に担当できる職員を配置していただきたいです。教員が本来業務である教育活動に専念でき、業務改善につながると考えます。また、その職員は週5で電話につながる時間帯の勤務を希望します。</p> <p>②電話受付時間と勤務体系の整合性の確保 電話を18時まで受け付ける体制を維持する場合は、その時間帯まで対応できる専用の職員を配置するなど、勤務時間との整合を図っていただきたいです。</p> <p>③事務専用の電話回線の設置 事務職員宛ての連絡を代表電話ではなく専用回線（留守番電話機能あり）で受けられる仕組みを整備することで、教員への不要な取次を大幅に減らせます。また、業者対応・来校調整のクラウド化を考えていただきたいです。学校事務職員と業者間でクラウド上で完結できる仕組み（スケジュール調整ツール等）の導入を検討していただきたいです。これにより、教員が業者の電話取次を行う必要がなくなります。今から伺います。や、〇日はいかがですか等の伝言を受けることが多いが、事務職員が出張（事務職員が1人ですごく多忙そうです。可能なら人数を増やして欲しいです。）で不在な場面が多く、伝言を伝えるのにも苦勞し伝える前に業者が来てしまうなどが多々あり、それを防ぐことができず。</p> <p>④バレーやバスケットなど学校内の施設を使う団体（選挙管理委員会も含む）の施設予約などもクラウド上で予約できるようにしていただきたいです。急に体育館が使えるか聞かれることが多く、学校の卒業式や入学式等で使えない日程をあらかじめ入れたり、変更があれば通知が行くなど学校が連絡しなくても済むようにシステム化していただけるとありがたいです。</p>	<p>教職員給与・厚生担当</p> <p>教職員人事担当</p> <p>教育政策課（DX担当）</p>	<p>①電話・来客・インターフォン対応の専属職員の配置は困難ですが、現在、スクールサポートスタッフを全校週30時間配置している他、教頭補助員（週30時間の会計年度任用職員）を80校、ワークライフバランス支援員（週30時間の会計年度任用職員）を130校に配置することで、電話・来客・インターフォン対応に係る業務の負担軽減に取り組んでいるところです。</p> <p>②令和6年2月から公務能率の向上とワークライフバランスの推進を目的として、全教職員を対象に時差勤務制度を導入しています。また、校長が学校運営に必要なとされる場合には、勤務時間の割振りを変更することも可能としており、各学校園・各教職員の実情に合わせた勤務時間の設定ができるようになっております。 なお、小学校においては18時以降、中学校においては18時30分以降の電話について、音声応答装置による対応としているところですが、ゆとりの日等の取組によって、これらの時間より前に退勤する場合は、その時間から音声応答装置による対応として差し支えないものとしています。</p> <p>③電話機に設定した音声メッセージにより、振り分けることができる「音声ガイダンス」の導入に向けて事前準備を行っているところです。（1年生は「1」、事務室は「4」、保健室は「5」など） 導入後は、特定の教職員に偏る電話の取次ぎ負担が軽減されることともに、保護者等から用件のある教職員へ迅速につながることで、取次ぎ待ちの時間が削減されることを見込んでいます。</p> <p>③④令和5年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園システムのあるべき姿について検討を進めております。 今回のご提案につきましても、学校業務の課題として、運用方法やシステム導入の可能性について、DX推進の観点からワーキンググループで検討してまいります。</p>	<p>①現在の取組みの効果等を踏まえ、引き続き、適切な人員の配置に取り組んでまいります。</p> <p>②時差勤務制度等の活用状況については学校園ごとに差があることから、教員の勤務実態に応じて積極的に活用するよう通知を行ってまいりました。今後も、全ての学校園が時差勤務制度等を十分に活用することで、制度の利点を最大限に引き出し、勤務時間の適正化と長時間勤務の解消を図れるよう努めてまいります。</p> <p>③各小・中学校への音声ガイダンスの導入につきましては、次年度以降を予定しており、令和9年度末までの整備完了を目指しております。</p> <p>③④引き続き、令和8年度においてもワーキンググループにて議論しながら、DX推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。</p>	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
5	1 ・ 2 ・ 4 ・ 7 ・ その他	<p>1. 外国籍の転入生が多すぎる。現場の職員への丸投げにもほどがある。発達レディネスも様々。時期も行事やテストの直前であってもお構いなし。体育大会の学年演技や合唱コンクール等、練習を積み重ねてようやくまとまってきた段階で、1から教えないといけない上に言葉が通じない。行事が締め切らない。</p> <p>さらに、年度前に慎重かついねいにクラス分けをしているが、転入することで、学級のバランスが一気に崩壊の危機に直面する場面も多々ある。トラブルが多発し、指導をすすめても、本人も保護者も言葉が通じない場合や、文化の違いも含めて、納得したかたちで指導を終わることが難しい。</p> <p>2. 7月17日の通達はあまりにも乱暴。個人のスマホやカメラで活動の様子や行事、記念の写真を撮影できなくなったことで、学級通信や学年通信、その他のお知らせ（学校ホームページを含む）に大きなブレーキがかかっている。</p> <p>不適切な画像を撮影し所持する輩は、そもそもルール違反をする人間。適切にモラルを守って教育活動を充実させようとする大勢の職員の熱意を踏みにじっている。</p> <p>切実です、よろしくお願いたします。</p>	<p>1-①すべての学校に常勤の通訳の確保。 1-②転入の時期は学期始めのみとする。 1-③外国からの転入生専用の学校をつくる。 これが一番効率的と思われる。</p> <p>2-①「不適切な画像や動画の撮影はさせません」的な誓約書を書いて、制限を解除（もしくはは大幅な緩和）する。</p>	<p>教育活動支援担当（人権・国際理解教育G）</p> <p>初等・中学校教育担当</p> <p>教育政策課（DX担当）</p> <p>学校運営支援センター（システム担当）</p>	<p>1. 外国籍の子の就学につきましては、我が国においては、外国籍の子の保護者に対しては、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、その子を日本人児童生徒と同様に受け入れているところです。</p> <p>大阪市教育振興基本計画での基本的な方向2「豊かな心の育成」にあるように、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、日本語指導、母語・母文化の保障等の支援を行っております。また、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことができる多文化共生教育を推進しています。</p> <p>令和2年度より「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」として、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対する支援や共生のための教育の推進を図るキーステーションとなる各共生支援拠点を市内4か所、教育ブロックごとに設置しました。</p> <p>この共生支援拠点では、初期集中支援のプレクラスや、母語・母文化の保障及び多文化共生教育の推進のための事業を実施しています。文化や習慣のちがいを認め、互いに尊重し、共に育つ集団の育成に努めています。</p> <p>今年度12月には「みんなで作る やさしい共生の教室～中国語編～」ワークショップ（内容：「やさしい日本語」のポイント・母語話者と学ぶ「子どもたちと一緒に教室でつかえる中国語」・「AI（機械）翻訳システム」を活用した支援方法等）を開催しました。子どもたちがもつ文化的背景を大切に研修を実施しております。</p> <p>2. 多くの学校園では、教育活動の記録や学校園のホームページ等による情報発信、幼児児童生徒の健康状態の把握等のために、校長の許可のもと、教職員の私物端末を用いた幼児児童生徒の撮影が業務として行われてきました。しかし、他都市において発生している度重なる教師による児童生徒に対する性暴力等の事案の発生を受け、文部科学省より、「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう」等の指示が出されたことから、「大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の運用ガイドライン」を改訂いたしました。</p> <p>本市教育委員会としましては、引き続き、教職員の私物端末利用によるインターネット上への個人情報流出の被害から、幼児児童生徒を守るための取組が必要であると考えております。</p>	<p>1. 今年度より言葉が通じないことで生じる日々の学校生活での課題や負担を軽減するため、AI（機械）翻訳システムを導入しています。校内支援のパソコンのSKIPポータルの連絡・書庫に「帰国・来日等の子どもの教育を進めるために」を掲載しております。</p> <p>2. 令和7年8月、現状の学校園用の端末を使用した対応策を含めて、運用ガイドラインに係る補足資料を各校園へ周知いたしました。</p> <p>各校においては、業務上、幼児児童生徒の撮影を行う場合は、学校園用のデジタル機器（デジタルカメラ等）を使用し、撮影した画像についても、適切に管理する運用を行っているところです。</p> <p>また、各校に配備されている教育情報利用パソコンの予備機を、幼児児童生徒の撮影に使用することも可能としております。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
6	6 ・ 7 ・ 9 ・ その他	<p>①テレワークについて：本来、テレワークは子育てや介護の必要がある職員への配慮であるはずだが、本校では、単身世帯や新任教諭が夏休みに当たり前のようにテレワークを申請しており、成果物も過去の資料を提出するだけという事態が起こっている。部活指導で毎日出勤している職員、子育てや介護の必要がある職員からも不満の声が上がっている。</p> <p>②終業式の日程について：終業式の日を一日前倒しにすることができるようになってから、地域の小学校とずれることがあり、保護者からのクレームがある。前倒しにできるなら前倒しにしたいのはみな同じである。きちんと基準日に合わせるように指示してほしい。事情により、区や校区ごとに設定することは良いと思う。</p> <p>③入学式の日程について：終業式と同じく、入学式もそろわないことがある。卒業式と同じく、基準日を定めてほしい。また、4月2日や3日に実施される学校も多いが、新年度の体制になって時間が短すぎるため、4月1日、2日の業務は負担が大きすぎる。</p> <p>④教職員の個人端末(スマホ)での撮影禁止について：通達が届いてから、校内のデジカメやPCなどで撮影するように変更しているが、結局、それらで撮影しても、個人端末に移すこともできるし、teamsやグーグルクラスルームなどの認められたクラウド上のデータも個人端末からアクセス可能なので、全く無意味な制度である。盗撮するような人は、そもそもスマホに限らない。さらに、文化祭や体育祭、部活動の試合など、保護者や地域の人までフリーで撮影しているような行事の日に職員だけ撮影不可というのは、不便になっただけで、まったく理解できない。本年度は、保護者が逆に行事写真を提供してくれることがあった。</p>	<p>①育児や介護の必要がない職員のテレワークは不要である。閉庁日に限って認めることと改めたほうが良い。</p> <p>②校長任せにせず、全体として基準日をそろえるべき。</p> <p>③新年度の新体制の準備時間も短すぎることから、入学式は始業式の前日、または当日にそろえるのが良い。</p> <p>④個人端末によるすべての撮影が禁止というのではなく、個人情報の持ち出しなどと同じように撮影した際に記録を残すように対応を変更するべきである。</p>	<p>教職員給与・厚生担当</p> <p>初等・中学校教育担当</p> <p>教育政策課 (DX担当)</p> <p>学校運営支援センター (システム担当)</p>	<p>①テレワークにつきましては、時間や場所にとらわれない働き方を実現し、育児や介護その他特別の事情がある職員が仕事と生活の両立を図ることができる職場環境づくり、また、誰もが効率的に働くことができる職場環境づくりを行うことによって、生産性及び市民サービスの向上を図ることを目的として導入しております。 ご提案の育児や介護その他特別の事情がある職員に対象者を限定することや、閉庁日に限って承認することは考えておりませんが、テレワークの実施にあたっては、校長は校務運営に支障が生じないことや、特定の教職員に偏らないようにすることを踏まえて承認することとしております。</p> <p>②終業式の日程につきましては、令和6年2月19日付け事務連絡「始業式・終業式(修了式)の弾力的な運用における内容の変更について」において、校長の裁量権拡大の観点から、教育活動のための時間確保には最大限留意しつつ、柔軟な休業日の設定等、より効率的・効果的な学校運営を行うことができるようにするため、大阪市立学校管理規則第2条の2第3項に基づき、各学期の始業日・終業日(修了日)について、校長の判断により、弾力的な運用ができることとしております。各校園の実情が異なるため、始業式や終業式の基準日を設けることは、学校園の実態にそぐわないと考えております。</p> <p>③入学式の日程につきましても、各校園の実情に合わせて日程を決定していただいております。基準日を設けることは、学校園の実態にそぐわないと考えております。</p> <p>④多くの学校園では、教育活動の記録や学校園のホームページ等による情報発信、幼児児童生徒の健康状態の把握等のために、校長の許可のもと、教職員の私物端末を用いた幼児児童生徒の撮影が業務として行われてきました。しかし、他都市において発生している度重なる教師による児童生徒に対する性暴力等の事案の発生を受け、文部科学省より、「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう」等の指示が出されたことから、「大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の運用ガイドライン」を改訂いたしました。本市教育委員会としましては、引き続き、教職員の私物端末利用によるインターネット上への個人情報流出の被害から、幼児児童生徒を守るための取組が必要であると考えております。</p>	<p>①引き続き、テレワークの実施が増えてくる夏季休業期間の前に通知等で、テレワークが適切に実施されるよう、制度周知を継続して行っていきます。</p> <p>②③令和6年11月29日付け事務連絡(「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」において、各校においては、授業時数や学校行事の在り方について点検・見直しを行い、指導体制や教育課程の編集の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画を立てていただくよう通知しており、引き続き、各校の実情に合わせた入学式・始業式・終業式(修了式)等の学校行事の計画実施について周知してまいります。</p> <p>④令和7年8月、現状の学校園用の端末を使用した対応策を含めて、運用ガイドラインに係る補足資料を各校園へ周知いたしました。 各校においては、業務上、幼児児童生徒の撮影を行う場合は、学校園用のデジタル機器(デジタルカメラ等)を使用し、撮影した画像についても、適切に管理する運用を行っているところです。 また、各校に配備されている教育情報利用パソコンの予備機を、幼児児童生徒の撮影に使用することも可能としております。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
7	1	<p>①技術の教師ですが、学習系パソコンのweb版マイクロソフト365ですが、今までの機能低下が著しく、これまでの授業が成立しなくなりました。具体的にはワードでは図形描画機能⇒形の種類減少、色数の減少、加工困難、グループ化付加、図形の前後配列の変更困難、写真加工困難、表の列数や行数変更困難、また名刺作成ではテンプレート加工困難、切り取り線枠表示不可、テキストボックスの加工困難。縦書き不可。エクセルではセルの表示形式でユーザー定義が加工できない。テキストボックスが使いづらい。等 パワーポイントも印刷プレビューが作ったデータが表示されたりされなかったり・・・web版マイクロソフト365の導入を誰が決定したのか？、教育現場のことをわかっているのか？ 技術の担当指導主事にも意見を聞いたのか？ 非常に腹立たしいです。 このままでは来年度技術の授業を続ける自信がないので、特別支援担当になるか、ワークライフバランス支援員等になるしかないと思っています。それからタブレットになってからプリントアウトができなくなっています。プリンターの接続もできるようにしてほしい。生徒作品をプリントアウトをする手間暇が増えて大変です。</p> <p>②技術室、夏は暑すぎです。普通教室が涼しいのに技術室は地獄です。夏場に研修会が多いのに、技術室での作業実習の研修ができずに、若手教員のスキルは向上しないです。</p> <p>③以前も意見したのですが、近所の小学校の窓の施錠がひどいです。いつも学校の前を通るたびに教室の窓施錠を見ますが、頻りに未施錠が見られます。また地域行事で小学校に行けば必ず多くの教室の窓施錠がされてないです。保健室、職員室、普通教室、特別教室。1階の教室にもかかわらず、窓の施錠ができていないのは平和ボケしてると思います。（言葉が悪いです）でも以前から続いていて改善されてない！ もう少し設備施設の管理を徹底してほしいです。</p> <p>④給食配膳の様子が各校のwebページで見受けられるが、ちよくちよくマスクも何もつけないで配膳している画像がアップロードされている。以前に委員会の偉い方から配膳時はマスク、エプロン、三角巾は必須、そうでない場合は指一本触れてはダメと指導された。 どうなってるのか説明してほしい。</p>	<p>①web版をやめてアプリ版に即効戻すべきです。プリンターに接続できるようにすべきです。</p> <p>②早急にエアコンを導入すべきです。</p> <p>③体罰等ですぐに処分するのに施設設備管理の不備は処分しないのか？処分を検討してほしい！勤務評定にも入れるべき！</p>	<p>学校運営支援センター（システム担当）</p> <p>施設整備課</p> <p>教育活動支援担当（生活指導G）</p> <p>保健体育担当（給食G）</p>	<p>①児童生徒の端末については、学校の教職員を含めた有識者で構成する端末検討会議の中で検討した結果、学校の使用状況等を考慮し、総合的に判断したうえで、Chrome端末への更新を決定しました。</p> <p>それに伴って文書作成、表計算、プレゼンテーション等の主な利用アプリケーションについてもMicrosoft OfficeからGoogleドキュメントに切り替えとなります。そのため、Microsoft Office2019（アプリ版）のサポートが切れる2025年10月14日以降のMicrosoft Office利用については、Microsoft365（アプリ版）への更新を行わず、Microsoft365（Web版）の利用に切り替えを行うこととなりました。</p> <p>これにより、これまでMicrosoft Office2019（アプリ版）で利用できていた一部機能についての利用制限により、他の機能や別のアプリケーションによる代替方法を踏まえて利用いただきますようお願いします。</p> <p>また、ペーパーレスや環境保全等の観点から、児童生徒用端末用からプリントアウトが必要な場合は、必要に応じて教職員用端末を経由してプリントアウトしていただく運用としていきます。</p> <p>ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>②中学校の技術室については、特別教室へのエアコン設置を目的とした事業について、令和6年度中に事業者決定を進めるために入札公告を行ってまいりましたが、入札参加者が無かったため令和6年7月12日実施予定の入札自体が中止となっております。当面の取り扱いについては、既設のエアコン更新や校舎建替え工事と同時に特別教室へのエアコン設置を行うこととしております。</p> <p>③教育委員会といたしましては、モニター付きインターホン・オートロック装置など、防犯警備機器の整備とあわせて、防犯対策に向けた対応のあり方や留意点の基本的な内容を示した「学校園における安全（防犯）対策指針」を定め、各学校においては、学校安全管理マニュアルおよび学校安全計画を作成し、児童生徒等の安全確保に向けた取組を推進していただいでいるところです。</p> <p>また、窓を含めた通用門等の施錠につきましては、長時間開放状態で放置することのないよう同指針に示しており、各学校園において適切に対応いただいでいるところです。</p> <p>④給食の時間における食に関する指導として、文部科学省「食に関する指導の手引」の給食当番活動の項目において「学級担任等は、給食の配食を行う児童生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等当番活動が可能であるかを毎日点検します。」とされており、それを踏まえ、本市においても、毎年、保健体育担当課長より学校長に対し、給食当番活動時の衛生的な服装について「清潔な白衣・エプロンやマスクを着用し、衛生的な服装で食器及び食品を扱う」よう指導する事との周知を行なうとともに、給食巡回等で担当が確認した事案については、その都度、周知している対応とするよう学校長に改善を求めています。</p>	<p>①今後は、教育情報利用パソコン（児童・生徒用）の文書作成等の主な利用アプリケーションとしてはGoogleドキュメントやMicrosoft365（Web版）へ切り替えとなるため、GoogleやMicrosoftからの機能追加等改善情報があれば、SKIP掲示板、QA集等により連絡していきます。</p> <p>児童生徒用端末用からプリントアウトが必要な場合は、引き続き、必要に応じて教職員用端末を経由してプリントアウトいただきますようお願いいたします。</p> <p>②特別教室の空調機整備の方向性については、現在も、建設市場における設備工事の需給ひっ迫や物価上昇が続いており、引き続き発注方法等を検討する必要が生じております。</p> <p>そのため、当面の取り扱いについては、既設のエアコン更新時や校舎建替え工事時に、エアコンが未整備の特別教室（技術室含む）への新規設置も行うこととしております。</p> <p>③「学校園における安全（防犯）対策指針」の【付録1】「安全管理に向けてのチェックリスト」を活用した施設・設備の点検、整備について改めて周知し、児童生徒等の安全確保に努めてまいります。</p> <p>④給食指導参考資料による周知などにより、給食指導が適切に行われるよう、学校給食の衛生管理における取組を引き続き進めてまいります。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
8	その他	<p>1. システムの不具合が発生したときの対応が非常に遅いと感じています。(先般の校務系の動作遅延は解消まで半年以上かかっていました)もちろん担当で対応してくださっていることは承知しています。しかし、民間企業に勤める友人に話を聞くと「その対応の遅さは民間ではあり得ない。大袈裟ではなく大損失になる。」と言っていました。業種や規模も違うので民間と比較するものではないのかもしれませんが、全体のパフォーマンスが著しく低下していたことは事実です。</p> <p>2. ・学校徴収金の振替口座の登録方法について、専用の複写用紙に記入し保護者が銀行に行くという方法が未だに行われている。 20年以上前から変わっていないそうです。世間ではウェブで登録することも一般的ですし、本市でも区役所ではそのようなシステムがあるそうです。学校徴収金の私金という性質から費用をかけられないという話も聞きましたが、何とかならないものでしょうか。正直、現在の登録方法を保護者に案内するのはあまりにも時代遅れで恥ずかしい思いすらあります。このままで大阪市は大丈夫でしょうか。 ・振替不能となった場合や口座登録されていない場合は未納通知書や納入通知書を保護者に渡し、学校に現金納入することとなっている。 入金のため何度も銀行へ行っており相当な時間を費やしている。キャッシュカード利用など実態に応じた対応はしていただいておりますが、抜本的な改善が必要と感じています。</p> <p>3. 学校徴収金の収納代行制度について、不備なく金融機関での登録が完了しているかは口座振替ができたかどうかにより確認するほか方法がありません。保護者にもきちんと伝えることができず、「不備がなければ口座振替ができるので入金しておいてください。」とはっきりしない内容でしかご案内することができません。また、業務システムで個人口座の登録をしたお知らせが配信されますが学校運営支援センターで業務システムに登録しただけで金融機関で不備なく登録できているかは分からないとのこと。このような紛らわしいお知らせはトラブルのもとではないでしょうか。</p> <p>4. 特別支援教育就学奨励費事務について ・年度初めに配付する前年度分の交付額決定通知書について、学校運営支援センター事務管理担当より学校に送付された封筒を児童・生徒に手渡ししている。また、卒業生分はきょうだいが在籍していない場合、小学校では中学校へ配付依頼または郵送、中学校では郵送している。 ・封筒の宛名が前年度の学年となっている。 以上のように複雑な手続きがあり、誤配付が生じうる仕組みとなっており改善が必要と考えます。</p> <p>5. 業務改善に向けた提案をできるところがあるとよいと思います。日々の業務の中で小さなことですがこうなればスムーズに処理が進められるのと思うことが多々あります。(例えば、様式のこの部分に一文説明を加えてほしい等)しかし、このような声を届けるところが現状ありません。</p>	<p>1. 釈迦に説法ですが、万全を期していたとしてもシステム不具合は発生するものなのでどれだけ早期に解消できるかが重要だと思います。提案にもなっていませんが、多くの教職員の思いですのでよろしく願いいたします。</p> <p>2. ・口座登録を電子申請でできるようにできないでしょうか。 ・現金納入は原則廃止し、金融機関やコンビニ、スマートフォンなどで納付できるようにできないでしょうか。現金の取扱いをできる限りなくすことで現金事故をなくすことも期待できますし、業務の効率化につながるのではないのでしょうか。</p> <p>3. 口座登録が完全に完了したと分かるようになるのとありがたいです。保護者の利便性も考え改善をお願いいたします。</p> <p>4. ・就学援助と同様に学校運営支援センター事務管理担当より郵送で申請者あて通知するようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>5. ・共同学校事務室を活用し、室で集約・検討した提案を市教委や学校運営支援センターにあげるという方法はいかがでしょうか。</p>	<p>学校運営支援センター(システム担当)</p> <p>学校運営支援センター(学務担当)</p> <p>学校運営支援センター(事務管理担当)</p> <p>教職員人事担当</p>	<p>1. 校務系ネットワークについては、年度切替の業務繁忙の時期に教育情報ネットワーク環境の障害により、業務に多大なる影響があった件につきまして、申し訳ございませんでした。 年度切替時に発生していた校務系ネットワークの遅延については、様々な要因が重なり発生していたため、完全復旧に時間を要しておりましたが、Microsoft社と協議を行いながら以下の対応を実施し、現在は復旧しております。 また、今回の障害原因は毎年発生するものではなく本対策により障害解消しているため、次年度以降は発生しない見込みとなっております。 【校務系ネットワーク遅延解消対策】 ①画面転送(遷移)遅延解消のための設定変更作業を4/10以降に順次実施 ②文字入力遅延解消のための設定変更作業(辞書ファイル参照先変更作業)を4/22に実施 ③校務系仮想PCの遅延・フリーズ解消のためWindows Search機能の停止設定作業を5/21～22に実施 ④校務系仮想PC負荷軽減を目的としたサインアウト時間の短縮作業を6/2に実施</p> <p>2. 口座登録の電子化については、保護者の利便性向上のメリットはあるものの、登録誤りや手続き漏れがあった際に学校、教育委員会での把握ができなくなるなどのデメリットも存在することもふまえ、実施の可否について今後検討してまいります。 また、学校徴収金の保護者からの徴収方法については、原則として保護者口座からの引き落としとしており、口座登録のない保護者や引き落とし不能等により未納となっている保護者の支払方法は、現金を学校に持参してもらうほか、学校の口座あてに保護者から銀行振込してもらう方法があります。 担当課としても、学校において現金を取り扱う機会をできるだけ減らす方が望ましいと考えておりますが、各校の実情にあった運用が望ましいと考えているため、銀行振込・現金払い双方のメリット・デメリットについて改めて周知してまいります。 また、民間のキャッシュレス集金システムサービス導入(コンビニ払いやスマートフォン決済等)については、一部の自治体で導入の動きはあるものの、事業者によってサービス内容が大きく異なるため、事業者選定における比較条件の設定が難しいことや、必要な経費の積算が難しいこと、現行の業務システムとの関係性などの課題があります。 しかしながら、保護者の利便性向上・教職員の負担軽減につながる可能性もあることから、実施の可否について検討してまいります。</p> <p>3. 金融機関における口座登録手続きについては、各金融機関において登録完了通知等は行わない取り扱いをされているため、本市において完了した旨の連絡を保護者等へ行うことはできません。</p> <p>4. 保護者への通知について、市の裁量により実施する制度である就学援助制度は認否通知を保護者あてに年1回郵送しているのに対し、特別支援教育就学奨励費は、国の制度に基づき実施しており、年4回(10月、11月、4月、5月)の通知が必要です。 特に4・5月の通知については前年度の受給に関する通知であることから、通知時期の学年を考慮していない旧学年の表記としております。 従前より、当該制度対象者が少数であったこと、就学援助制度とは異なり、家庭の収入状況に加え、障がいの程度などを含む情報があることから、郵送ではなく学校を通じ児童生徒の送迎に来られる保護者へ手渡しいただく等、きめ細やかな対応を行うようにしてきました。 しかしながら、現在は年々対象者が増加していることから、学校での対応にも限りがあることが課題と認識しております。 特別支援就学奨励費の通知時期及び内容 10月 支弁区分決定通知 12月 1次個人支給通知 4月 2次個人支給通知 5月 交付額決定通知</p> <p>5. 業務改善に係る提案につきましては、現在も事務主幹を担当として検討がされており、その都度市教委が提案を受けて改善に向けて対応しております。共同学校事務室単位のご提案につきましては、担当事務主幹へ相談していただけたらと考えております。</p>	<p>1. 校務系ネットワーク遅延については、現在解消しておりますが、遅延が発生した際には、復旧に向け迅速に対応し、遅延改善状況についてもSKIPポータル等で共有しながら進めていきます。</p> <p>2. (令和8年度) 口座登録の電子化、キャッシュレス集金システムサービスが実現可能かについて、他都市での導入事例等を情報収集したうえで、検討結果を報告します。</p> <p>4. 手渡しとしている配付方法については、郵送とした場合の予算確保などの諸課題を踏まえ今後検討してまいりたいと考えております。 年度を超えて配付する通知の学年表示については、優先的に改善について検討を進めてまいります。</p>	<p>②④…要</p> <p>①③⑤…不要</p>

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
9	1 その他	<p>1：現実で安心安全な教育環境の充実がなされていない。学校安心ルールはあるが、機能していないことも多い。</p> <p>その他：いろいろなところで情報が錯綜しているため、把握や管理に時間がかかってしまう。</p> <p>マイレコにおいて研修開始の日程になっているのに研修が見れない状態のことがよくある。</p> <p>根本的に電話回線の数が少ない。電話待ちのせいで業務時間が長くなり、残業が多くなる。</p>	<p>1：学校安心ルールを小中学校含めて全校で徹底させる。</p> <p>その他：文書連絡、スキップ、アウトロック、マイレコ等、いろいろなところを確認しなくてはいけないため、もっと統一性を持たせ、業務の効率化を考えて頂きたい。</p> <p>期日は守る。</p> <p>電話回線を増やす。</p>	<p>教育活動支援担当（生活指導G）</p> <p>総合教育センター（基本研修）</p> <p>教育政策課（DX）</p> <p>学校運営支援センター（学務担当）</p>	<p>教育委員会といたしましては、学校安心ルールについて、令和7年2月20日付け事務連絡「『学校安心ルール』（スタンダードモデル）の改訂について（通知）」において、スタンダードモデルの内容を今般学校が抱える課題に応じて一部改訂し、さらなる運用の充実を図ったところです。</p> <p>また、毎年4月に通知している「生活指導の充実等について」において、教職員に対する周知徹底や各校の学校安心ルールの指導部への提出を指示することにより、適切に運用されるよう努めております。</p> <p>加えて、新任教員研修で自校の学校安心ルールをテーマにしたグループ協議を実施したり、3・4・5年次研修で学校安心ルールの理解や運用に関する再確認を行ったりすることにより、継続した周知徹底を行っております。</p> <p>My・reco（マイ・レコ）を通しての研修の受講については、研修開始日に閲覧できるように設定しておりますが、対象者が多い場合はシステム上、当日の閲覧することが難しい場合があります。また、設定のミスがある場合も考えられますので、いずれにしても閲覧できない場合については、研修担当者までご連絡ください。</p> <p>令和5年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園システムのあるべき姿について検討を進めております。今回のご提案につきましても、学校業務の課題として、業務プロセスの効率化やシステム導入の可能性などによる校務DX推進の観点からワーキンググループで検討してまいります。</p> <p>電話回線の増設につきましては、各学校の設備環境が異なることから、事前調査や現状に合わせた工事等が必要となるため、ご相談いただきました学校と調整のうえ進めております。</p> <p>また、各学校の設備環境によって、工事工程やスケジュールが変動するため、個別に協議を行い進めております。電話回線の増設希望がございましたら、学校運営支援センターへご相談ください。</p>	<p>引き続き、学校安心ルールが各校において適切に運用されるよう努めてまいります。</p> <p>引き続き、研修開始日にMy・reco（マイ・レコ）を通しての研修が受講できるよう努めてまいります。</p> <p>今後の学校園システムにつきましては、令和8年度に調達予定の次期校務支援システムをはじめ、ご意見をふまえ校務DX推進の観点からワーキンググループ等で検討していきます。</p>	要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
10	7	<p>公募指導主事の待遇について 本市では、教諭の身分のまま3年間を限度とした指導主事公募制度があります。 しかし、教育職から行政職になるため、勤務条件が大幅に下がります。教職調整給の不支給など。 そのため、教諭からのステップアップを考えている者にとって、二の足を踏む状況です。 さらに、教職調整額の10%への段階的引き上げが決定されている中、管理職と教諭との待遇差が縮むと考えます。 少なくとも、誰よりも早く出勤し誰よりも遅く退勤する教頭職よりも、待遇面を考えると教諭のままの方が圧倒的にライフワークバランスが取れます。 しかし、教諭からのステップアップも考えている方も多く知っています。</p>	<p>1, 公募指導主事の待遇を教諭と同程度とすること。 2, 指導教諭については、指導教諭の職・待遇のまま、教育センター等への配置を制度化すること。 3, 教諭の待遇が良くなる中で、さらに管理職への登用を促す上での教育委員会としての対応を考えていただきたい。</p>	<p>総務課 教職員人事担当 給与・厚生担当</p>	<p>1・2. 教職員の給料は、その職務内容と責任に応じて決められた給料表に基づき支払われます。 教諭・指導教諭(学校勤務)には、教育職給料表(2)を適用していますが、指導主事(教育委員会事務局勤務)には、より高い水準で設定されている教育職給料表(1)を適用していません。 また、時間外勤務手当(いわゆる残業代)については、教諭・指導教諭(学校勤務)には支給されませんが、その代わりとして「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、給料月額4% (令和12年度までに10%に段階的に引き上げ予定)が「教職調整額」として一律に支給されています。一方、指導主事(教育委員会事務局勤務)には、「教職調整額」の支給はありませんが、勤務実態に応じて時間外勤務手当が(いわゆる残業代)が支給されています。</p> <p>3. 教職調整額の引き上げに伴う管理職と教諭との待遇差につきましては、教職調整額の支給対象外である校長・副校長・教頭の処遇改善を図るため、令和8年1月より給料月額に4,000円加算することとしており、今後も教職調整額の引上げに応じ、毎年4,000円程度の引上げを予定しています。 また、意欲ある若年層が管理職をめざすような魅力ある給与処遇とするため、校長級・教頭級の給料の最低ラインを引き上げることで、教諭からのステップアップに対してインセンティブを設けています。</p> <p>管理職の負担軽減につきましては、教頭の時間外勤務時間数がまだまだ高い水準にあるなど、積極的に取り組んでいく必要性を認識しており、教頭の負担軽減を図るため、新任教頭の在籍校には「教頭補助」を配置しているほか、育児や介護等の事情により支援が必要な教頭の在籍校や、学校の課題等により時間外勤務時間数の多い学校には「ワークライフバランス支援員」を配置しています。 管理職のなり手を確保するために、今後も引き続きその負担軽減に努めてまいります。</p>	<p>「ワークライフバランス支援員」については、可能な限り財源の確保に努め、さらなる配置の拡充を検討してまいります。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
11	その他	<p>課題：4/1付けの新規採用者の給与振込口座登録について 4/1が土曜日だった場合、4月の給与を口座振込にするためには、勤務初日の4/3（月）が期限となる。 事務職員一人の場合、4月の初日は、徴収金の予算について職員への説明や、校費の予算の説明、採用者や異動者からの諸手当の申請や社会保険の扶養認定に関する相談、学校長が異動となれば、銀行に行って名義変更の手続き、新規採用者の休憩時間や年次休暇の付与の設定、泊行事の下見の相談などが集中する場合もある中、給与振込口座の登録期限が、その日しかない状況である。</p>	<p>大阪府のように、HPで「入庁前情報登録マニュアル」を掲載し、本人の基本情報登録（住所など）や給与口座登録・職員証の写真データの提出を、事前に本人が登録できるようにして欲しいです。</p>	<p>学校運営支援センター（給与担当・システム担当）</p>	<p>4/1付けの新規採用者の給与振込口座の登録については、毎月3日までを期限としていることから、ご指摘のとおり曜日の巡りによっては登録可能な平日が1日のみとなる場合があります。登録が間に合わなかった場合は、資金前渡口座に振り込まれた給与を出金したうえで対象者に現金支給していただく必要があります。今後、登録期限を延長するといった改善策を検討してまいります。</p> <p>ご提案いただきました事前登録につきましては、今回検討している登録期限延長での改善が図れなかった場合、改めて検討いたします。なお、大阪府教育委員会においては、教職員の給与振込口座は、高等学校及び支援学校については学校に配属されてから総務事務システム（SSC）登録をおこなう方式、小中学校については各市町村教育委員会へ紙の申請書を提出する方式となっており、事前登録は行われていないとのことです。</p>	<p>令和8年4月までに、給与計算処理手順を見直すことにより、毎月3日までとなっている現状の給与振込口座の登録期限を延長し、少なくとも2日間は平日の処理期間が確保できるよう、改善を図りたいと考えております。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
12①	1	<p>①学校活動のための主たる予算である学校維持運営費予算について、支給基準が前年度と比べて減額された。公金の適正・効率的な執行を心がけているが年々物価上昇していく中で予算が減額され、必要なものが全くそろわない状況である。また今年度職員の私的なスマートフォンの使用が禁止されたが校内にカメラが少なく、来年度予算で執行せざるを得ない状況である。</p> <p>②2025年6月に総務省が「地方公務員の兼業に関する技術的助言の通知」を発表した。実質的な副業の解禁であり、各地方公共団体で許可基準を設定することになっている。</p> <p>③国家公務員や一部の地方公共団体では選択的週休3日制が導入され始めている。</p>	<p>①来年度以降の予算は増額されるか。またデジタルカメラを始めとして、物品の支給等はないか。</p> <p>②大阪市では導入を検討されているかお聞きしたい。</p> <p>③大阪市では導入を検討されているかお聞きしたい。</p>	<p>①学校運営支援センター（学務担当） 初等・中学校教育担当 学校運営支援センター（システム担当） 教育政策課（DX）</p> <p>②教職員人事担当</p> <p>③教職員給与・厚生担当</p>	<p>①「来年度以降の予算は増額されるか。」についてですが、学校関係予算のうち「学校維持運営費」は、学校において日常使用する、消耗品の購入経費、校用器具の買替経費、図書の補充経費、光熱水費及び建物・備品の修繕費で構成される予算です。</p> <p>各学校には、各校共通して必要な予算を基本に、児童生徒数や学級数等を勘案して、予算を配付しています。</p> <p>令和7年度は、消耗品費予算の配当基準額が、前年度に比し減少しており、ご意見はこの点についてのことかと存じます。</p> <p>理由としては、令和6年度の消耗品予算には、教科書改訂に伴う、教授用指導書の購入費が含まれていたこと等によるものです。</p> <p>ご意見にある、物価上昇等の状況は認識しており、令和8年度予算編成においても、対応するべく努めているところです。</p> <p>「デジタルカメラを始めとして、物品の支給等はないか。」については、令和7年8月、現状の学校園用の端末を使用した対応策を含めて、運用ガイドラインに係る補足資料を各校園へ周知したとおりです。</p> <p>②地方公務員の兼業許可基準については、地方公務員法第38条第2項の規定に基づき、「営利企業への従事等の制限に関する規則」で設定されています。また、本市教職員については、「大阪市立学校教職員の兼業等に関する事務取扱規程」で設定しておりますが、現段階では規程の改正は検討しておりません。</p> <p>③選択的週休3日制については、国や一部の自治体で導入が開始されたところであり、学校現場における、ワークライフバランスの実現や公務能率の向上に関する効果について明らかになっておらず、現時点で検討しておりません。</p>	<p>①各校園においては、業務上、幼児児童生徒の撮影を行う場合は、学校園用のデジタル機器（デジタルカメラ等）を使用し、撮影した画像についても、適切に管理する運用を行っているところです。</p> <p>また、各校園に配備されている教育情報利用パソコンの予備機等を、幼児児童生徒の撮影に使用することも可能としております。</p> <p>②令和7年6月11日付け総務省通知のみならず、令和7年12月に示された「国家公務員の自営兼業制度の見直し」も参照のうえ、国や市長部局等の動向を注視していきます。</p> <p>③教職員がより働きやすくなるよう、柔軟な勤務時間制度の導入について、他都市の状況を注視しながら、調査・研究していきたいと考えています。</p>	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
12②	その他	<p>①現在、職員の出張旅費を支給する際の事務処理として発着駅を検索・指定することが必要である。支給基準とグーグルマップ等を照らし合わせ手動で指定しているため、誤った駅を指定している可能性が否定できない。</p> <p>②就学援助費全額を保護者の未納に充当する際に、他会計への充当の場合には保護者からの領収書徴取が必要となっているが、現金の受け渡しもなく来校いただかず、何度督促しても提出いただけない事例がある。就学援助費申請時に充当することの同意を得ているにも関わらず、この過程は必要なのか。</p> <p>③以前に業者への連絡手段としてメールの掲載について意見を提出し業者抽選リストに掲載いただいたが、見積時のメール利用のルールが厳しく一切利用できていない。他校でもメールを利用していることは一度も聞いたことがない。</p> <p>④公金の支出の際に、発注・契約・支払、3回全てで学校長による電子承認とはんこを用いた紙決裁が必要である。それぞれの段階で学校長に確認いただくことは必要であると思うが、電子と紙の2種類ですることで非常に手間である。</p>	<p>①通勤経路を申請する際に住所から最寄りの発着駅を検索し複数の経路の金額を表示するシステムが導入されているが、出張旅費でも同様のシステムを導入することはできないか。</p> <p>②就学援助費を全額充当するには領収書の徴取を不要とすることはできないだろうか。</p> <p>③メール利用時のルール緩和等は検討いただけないか。</p> <p>④電子承認へ一元化することはできないか。</p>	<p>①学校運営支援センター（給与担当・システム担当）</p> <p>②学校運営支援センター（事務管理担当）</p> <p>③④教育政策（DX）</p> <p>④学校運営支援センター（学務担当）</p>	<p>①教職員情報システムを利用する通勤届においては、本人の登録済住所を始点、勤務先住所を終点として検索し、経路申請をおこなっていただいております。</p> <p>一方、校園ネットワーク業務システムを利用する出張旅費請求においては、出張の目的等により出発地や帰着地、経由地や移動手段が都度異なるため、本人住所や勤務先住所の検索機能は導入しておりませんが、よく利用する用務地・経路を登録する「用務地・経路登録」機能により、入力作業を軽減していただくことが可能です。</p> <p>出張旅費を支給する際に発着駅の検索のためグーグルマップ等のインターネットを利用する場合は、校務系システムから学習系システムへのネットワーク上の切替作業が必要なことから、校園の負担になっていることは認識しており改善を検討しております。</p> <p>②現状の事務処理において、支給された就学援助費を充当または振替を行う際、現在の徴収システム（以下、システム）との自動連携処理が可能なものについては領収書の徴取を不要としています。</p> <p>しかしながら、就学援助費で支給される児童費を泊行事積立金に振替を行うことなどについては、現行のシステムの構成上対応できない仕様となっており、これらを保護者同意のもと全額を振替える際は、校長口座に振り込まれた就学援助費を金融機関から現金で出し、直ちに異なる会計分の学校徴収金未納額を別口座に入金する必要があります。</p> <p>したがって、事務手続き上、現金の流れを明確化するため、就学援助費側は支給したとする領収書を保護者から受領する必要があり、学校徴収金側として未納額を徴収したとする領収書の発行が必要になります。</p> <p>仮に現行のシステムの仕様を変更し、自動処理を拡充し、領収書の徴取を不要とするためには、現行システムの改修経費を要します。</p> <p>一方で、全額振替案件は1校あたり年間10数件程度にとどまることから、現時点ではシステム改修の優先度は高くはないと考えております。つきましては、今後予定しているシステム改修の機会に合わせて、対応の可否を改めて検討することが現実的と考えます。</p> <p>また、領収書の徴取にかかる課題については、その根本となる「現金払い」の抑制を図ることが事務の改善につながるものと考えており、当面の間は、現金払となる要因の縮減に向け、努めてまいりたいと考えております。</p> <p>③「大阪市教育委員会情報セキュリティ対策基準」に基づき、大阪市教育情報ネットワークにおける教職員メール機能として、重要性分類Ⅳ（「影響をほとんど及ぼさないデータ」）を除く重要性分類Ⅲ以上のデータ（事業者からの見積りに対してもこれに該当します）を取り扱うメールを送信するに当たっては、管理職の承認を得る等、厳格に取り扱うこととしておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>④公金支出の際に、発注・契約・支払、3回全てで学校長による電子承認とはんこを用いた紙決裁が必要であることについて、現在の校園ネットワーク業務システムは、発注決議・契約決議・契約締結の機能を有していないため、システムにより決裁を行う部分と紙による決裁を行う部分が混在しているのが現状です。</p> <p>令和5年度に校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の校園システムのあるべき姿について検討を進めております。今回のご提案につきましても、学校業務の課題として、業務プロセスの効率化やシステム導入の可能性について、DX推進の観点からワーキンググループで検討してまいります。</p>	<p>①令和9年10月に運用開始予定の次期教育情報ネットワークにおいては、現行の「校務系」「学習系」という区分を無くし、「アクセス制御」という技術を用いたネットワークの構築を実施しており、出張旅費支給事務における検索時の負担軽減を図りたいと考えております。</p> <p>②今後、実現性の是非について調査・研究を行ってまいりたいと考えております</p> <p>③セキュリティの関係上、現行の規程に基づき引き続き運用します。</p> <p>④引き続き、令和8年度においてもワーキンググループにて議論しながら、DX推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。</p>	<p>①②③… 不要</p> <p>④…要</p>

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
13	4 その他	<p>大阪市では統一テストの時代から、ある点数以上をとった生徒には、一定の評定を保障するという制度を行っています。1回のテストで高得点をとれば評定5が保障されます。一方、大阪市を除く全国の市町村では、学習指導要領にある通り、単元とその観点別評価をまとめて評定を決定しています。いわゆる「指導と評価の一体化」というものです。このように、大阪市とその他の全国の市町村で評定の決め方にちがいはあることは、公平性に欠けると考えます。歴史的に大阪府は全国で唯一、相対評価を行っていました。絶対評価に戻したのはよかったです。この制度まで採用していることはふり幅が大きすぎます。この大阪市の制度は全国的にも珍しい取り組みです。他の市町村の教員と交流したときに、この制度を伝えると、「大阪市はいろいろ大変ですね」と言われる要因の一つになっています。</p>	<p>令和8年度より、大阪市以外の他市町村との入試における公平性を保つために、チャレンジテストにおける「中学生チャレンジテスト（3年生）を活用した調査書に記載する評定の水準」を廃止する。</p>	<p>初等・中学校教育担当</p>	<p>大阪府教育庁は、平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜から、調査書に記載する各教科の評定を「目標に準拠した評価（絶対評価）」に変更し、評定の公平性の担保に資する資料を作成するために、府内統一テストである中学生チャレンジテスト（3年生）を実施することとしました。</p> <p>当時は、中学生チャレンジテスト（3年生）が6月に実施されていたため、中学3年生で学習する内容の習得状況が十分に把握できないことから、本市では、調査書に記載する評定の妥当性を検証するため、10月に大阪市中学校3年生統一テストを実施して行いました。</p> <p>その後、令和3年度より、中学生チャレンジテスト（3年生）の実施時期が6月から9月に変更されたことを踏まえ、生徒の負担を勘案し、大阪市中学校3年生統一テストを廃止いたしました。</p> <p>現在も、本市においては大阪府中学生チャレンジテストを全学年で実施し、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定については、府内統一基準に従い、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行っております。</p> <p>また、本市は、129校の中学校及び1校の義務教育学校を所管することから、3年生においては、中学生チャレンジテスト（3年生）の結果を活用し、個々の生徒の評定が、教科ごとに適正な評定となるよう、全市の得点分布から算出した評価基準により、適正な水準にあるかを確認しております。</p>	<p>本市教育委員会といたしましては、各校の学習評価が公平・公正に実施され、かつ評価の妥当性や信頼性が一層担保される必要があるため、これらの施策等が必要であると考えております。</p>	不要